

多摩市学校運営協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 協議会は、学校運営に関して多摩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）並びに校長の権限及び責任の下、保護者（当該学校に在籍する児童又は生徒の保護者をいう。以下同じ。）及び当該学校の所在する地域の住民等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画及び支援・協力を促進することにより、学校、保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童・生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、多摩市立学校のうち、次に掲げる事項を達成することができると認める学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

(1) 保護者及び地域住民等が責任をもって学校運営に参画し、地域とともにある学校づくりを行うこと。

(2) 学校、保護者及び地域住民等が連携・協力をして、一体となって学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むこと。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長並びに保護者及び地域住民等の意見を聴くものとする。

(協議会の組織)

第4条 協議会は、法第47条の6第2項の規定により、教育委員会が任命する委員15人以内をもって組織する。

(委員の任命)

第5条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員会が任命する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 地域学校協働活動推進員

(4) 学校の運営に資する活動を行う者

(5) 学識経験者

(6) その他教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第6条 委員の任期は1年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、協議会の設置がなくなったときは、委員はその身分を失う。

(委員の服務)

第7条 委員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(2) 委員としてふさわしくない非行をしてはならない。

(3) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用してはならない。

(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しい支障が生ずるような言動をしてはならない。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、多摩市非常勤特別職の職員の報酬、及び費用弁償等に関する条例で定める。

(委員の解任)

第9条 教育委員会は、委員が辞任を申し出たときのほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その職を解任することができる。

- (1) 第7条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務を遂行することができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員にその理由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第10条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、毎年度3回以上、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議決事項に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

(委員以外の者の出席)

第12条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、又は意見を聴くことができる。

(協議会の承認事項)

第13条 対象学校の校長は、法第47条の6第4項の規定により当該対象学校の次に掲げる事項について、毎年度、基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校運営の予算に関すること。
- (5) 施設及び設備の管理に関すること。
- (6) その他校長が必要と認める事項

2 前項に規定する事項について、承認が得られない場合、対象学校の校長と協議会は議論を尽くして、成案を得るように努めなければならない。

(意見の申出等)

第14条 協議会は、第2条の協議会の設置の趣旨を踏まえ、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べるができる。

2 協議会は、次に掲げる範囲において、対象学校の職員の採用その他の任用に関する意見を教育委員会を経由して東京都教育委員会に述べるができる。

- (1) 個人を特定しての意見でなく、対象学校を応援する立場からその運営改善に資する建設的な意見であること。
- (2) 対象学校の課題解決及びE S Dなど特色ある教育活動の充実のために、校内体制の整備充実に関する意見であること。

3 協議会は、法第47条の6第6項の規定により教育委員会に意見を述べようとするとき、又は前項の規定により東京都教育委員会に意見を述べようとするときは、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(対象学校の運営状況の点検及び評価、情報提供)

第15条 協議会は、毎年度1回以上、教職員による自己評価結果を踏まえた学校関係者評価により、対象学校の運営状況等について点検及び評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、活動状況を公開するなどの方法により、積極的に情報提供に努めなければならない。

(運営に必要な事項等)

第16条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(研修、指導及び助言)

第17条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任等について、正しい理解を得るため必要な研修を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(適正な運営の確保)

第18条 教育委員会は、対象学校の運営状況及び協議会の活動状況を的確に把握し、協議会に対して、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うための情報提供に努めなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。